

令和8年5月20日

各指定障害福祉サービス等事業者 様

石川県健康福祉部長

指定障害福祉サービス事業に係る法令順守の徹底について

平素より、本県の障害保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、県内の指定障害者支援施設に対し、下記の事由により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第3項で準用する第1項本文の規定に基づく指定の一部の効力停止の行政処分を行いました。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけではなく、障害福祉制度に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

つきましては、貴事業所等において、障害者総合支援法等関係法規の規定に基づき、適正な事業を実施されるよう、徹底方お願いいたします。

記

〔処分の原因となった違反事実〕

法第50条第1項第3号（人格尊重義務違反）

令和3年7月に利用者に出血を伴う怪我を負わせる身体的虐待が発生して以降、その都度、県や市町より虐待防止に関する行政指導を受けたにもかかわらず、令和7年9月に、先述の令和3年7月の虐待をした同じ従業者が別の利用者に対して、羽交い絞めし、複数回、顔を殴打し、足を蹴る等の暴行のほか、土下座での謝罪を強要し謝罪させる虐待行為を行った。

（事務担当）

石川県健康福祉部障害保健福祉課  
企画推進グループ

TEL 076-225-1428

FAX 076-225-1429